

総務委員会報告資料

令和6年4月15日

報告事項件名	頁
1 足立区いじめ等調査委員会の委員の委嘱方法の見直しについて・・・・・・・・	2
2 【追加】足立区いじめ等特別調査委員会のこれまでの経過等について・・・・	9
3 公契約条例見直し案及びパブリックコメントの実施について・・・・・・・・	11
4 旧鹿浜西小学校用地活用に係る土地引き渡し日等の変更について・・・・・・・・	17
5 足立区公共施設等総合管理計画改訂の取組み状況について・・・・・・・・	19

(総務部)

総務委員会報告資料

令和6年4月15日

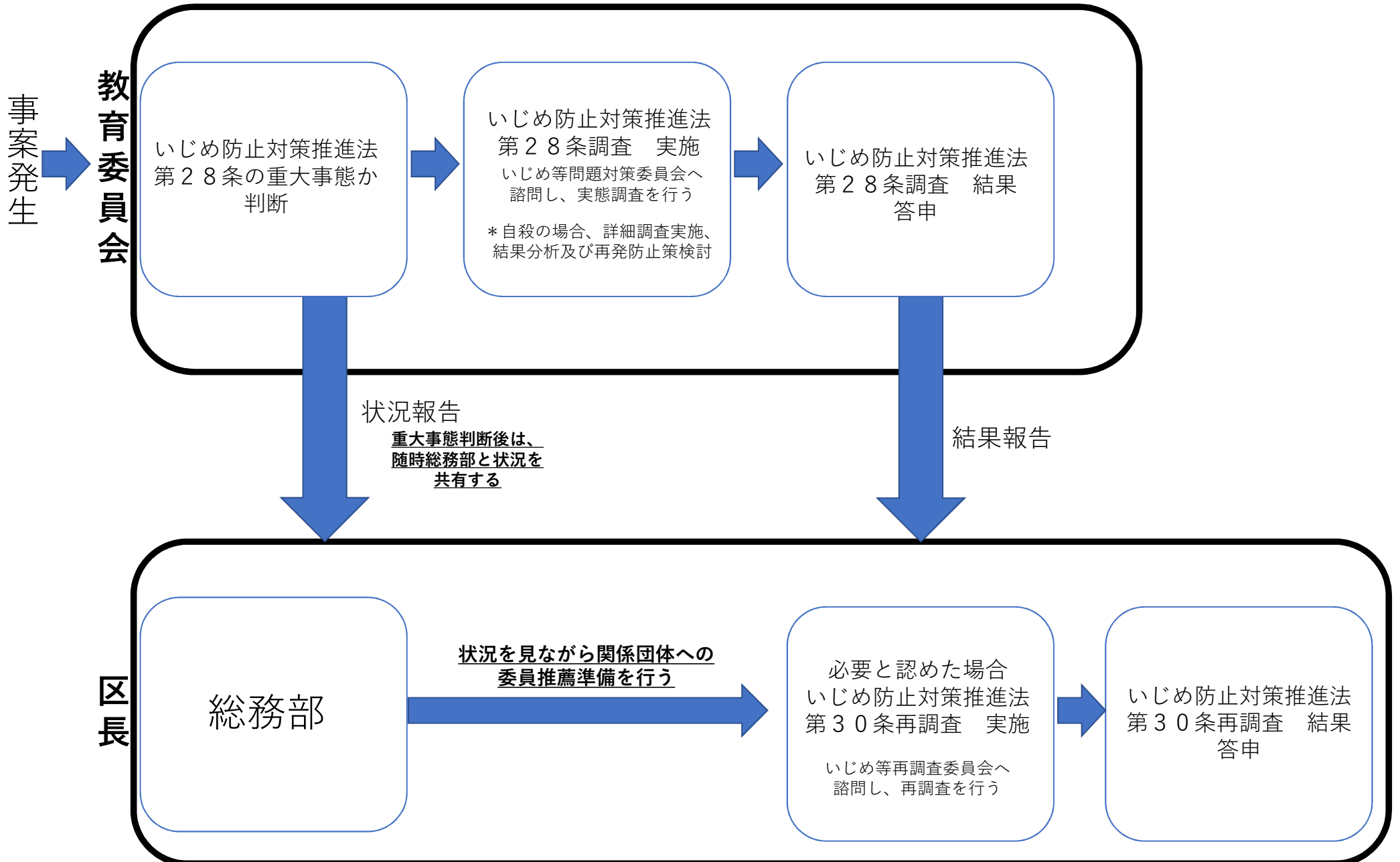
件名	足立区いじめ等調査委員会の委員の委嘱方法の見直しについて												
所管部課名	総務部 特命・調査担当課												
内容	<p>足立区いじめ等調査委員会の委員の委嘱方法について、より事案に適した人選及び公平性・中立性を確実に確保する観点から、今後の方針を変更することとし、以下のとおり報告する。</p> <p>1 見直しの経緯</p> <p>足立区いじめ等特別調査委員会設置時（令和5年3月）において保護者から、公平性・中立性が確保された調査を行うため、委員の選定については日本弁護士連合会などの職能団体に推薦を求めるよう要望があった。文科省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）」の記載*¹も踏まえ、より確実に第三者性を保ち公平、中立的な立場での審議とするため見直すこととした。</p> <p>*¹ 「公平性・中立性が確保された組織（中略）弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。」</p> <p>2 委嘱方法の見直しについて</p> <p>(1) 現委員の任期（令和6年6月1日）以降は、諮問案件が生じる都度、職能団体等からの推薦により委員を委嘱する。</p> <p>【委嘱方法の新旧比較】</p> <table border="1" data-bbox="416 1487 1385 1700"> <thead> <tr> <th></th> <th>選任方法</th> <th>設置</th> <th>任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新</td> <td>職能団体等に推薦依頼</td> <td>諮問案件が生じる都度</td> <td>委嘱の日から答申後関連業務終了まで</td> </tr> <tr> <td>旧</td> <td>規定なし</td> <td>常設</td> <td>委嘱の日から2年間（再任を妨げない）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 見直しによる今後の調査の流れは別紙1「今後のいじめ等調査の流れ（概要）」のとおり。</p> <p>(3) 足立区いじめ等調査委員会*²設置条例施行規則を一部改正する（詳細は別紙2「新旧対照表」のとおり）。</p> <p>*² 区立学校等において、いじめ等が認められる場合、その事実の確認、いじめ等の再発防止のため必要があると認めた場合に、再調査を行う区長の附属機関（H26.3設置）。</p>		選任方法	設置	任期	新	職能団体等に推薦依頼	諮問案件が生じる都度	委嘱の日から答申後関連業務終了まで	旧	規定なし	常設	委嘱の日から2年間（再任を妨げない）
	選任方法	設置	任期										
新	職能団体等に推薦依頼	諮問案件が生じる都度	委嘱の日から答申後関連業務終了まで										
旧	規定なし	常設	委嘱の日から2年間（再任を妨げない）										

【参考】足立区いじめ等調査委員会のこれまでの活動

年度	活動内容
H31 (R1)	区内学校の実情を把握するため、学校訪問とスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」。）との意見交換を実施。
R2	コロナ禍により活動中止
R3	スクールカウンセラー（以下「SC」。）の学校での具体的な活動、感染症対策による学校の実情を把握するため、学校訪問とSCとの意見交換を実施。
R4	自傷行為を行う生徒の傾向、学校対応等を確認するため、学校の訪問を実施。
R5	自傷行為を行う生徒の傾向、学校対応等を確認するため、学校の訪問を実施。

今後のいじめ等調査の流れ（概要）

*太字・下線部分が変更箇所



足立区いじめ等調査委員会設置条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区いじめ等調査委員会設置条例施行規則 平成26年 3 月28日規則第18号</p>	<p>○足立区いじめ等調査委員会設置条例施行規則 平成26年 3 月28日規則第18号</p>
<p>改正 平成29年 6 月23日規則第61号 平成30年 7 月 2 日規則第46号</p>	<p>改正 平成29年 6 月23日規則第61号 平成30年 7 月 2 日規則第46号 令和 6 年●月●日規則第●●号</p>
<p>足立区いじめ調査委員会設置条例施行規則を公布する。 足立区いじめ等調査委員会設置条例施行規則 (趣旨)</p>	<p>足立区いじめ調査委員会設置条例施行規則を公布する。 足立区いじめ等調査委員会設置条例施行規則 (趣旨)</p>
<p>第 1 条 この規則は、足立区いじめ等調査委員会設置条例（平成26年足立区条例第38号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、足立区いじめ等調査委員会（以下「調査委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第 1 条 この規則は、足立区いじめ等調査委員会設置条例（平成26年足立区条例第38号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、足立区いじめ等調査委員会（以下「調査委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(組織)</p>	<p>(委員の兼職禁止)</p>
<p>第 2 条 調査委員会の委員は、有識者をもって組織する。</p>	<p>第 2 条 委員は、足立区いじめ等問題対策委員会設置条例（平成 2 6 年足立区条例第 4 1 号）第 1 条の足立区いじめ等問題対策委員会の委員と兼ねることができない。</p>
<p>2 委員の任期は、<u>選任の日から 2 年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。</u></p>	<p>第 3 条 調査委員会の委員は、<u>職能団体等から推薦された有識者</u>をもって組織する。</p>
<p>(委員の役割等)</p>	<p>(委員の役割等)</p>
<p>第 3 条 調査委員会の委員は、調査方針を決定し、第 5 条に定める調査を行い、明らかになった事実を考察する等の役割を果たすものとする。</p>	<p>第 4 条 調査委員会の委員は、調査方針を決定し、第 6 条に定める調査を行い、明らかになった事実を考察する等の役割を果たすものとする。</p>
<p>2 委員は、調査によって明らかになっていく事実のみ誠実に向き合い、</p>	<p>2 委員は、調査によって明らかになっていく事実のみ誠実に向き合い、</p>

改正前	改正後
<p>中立かつ公正に調査を行う。</p> <p>3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (会議の公開及び情報開示)</p> <p>第4条 調査委員会の会議(以下「会議」という。)は、原則として非公開とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、調査委員会は、足立区情報公開条例(平成12年足立区条例第91号)第8条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項以外の事項を審議する場合にあっては、委員長が会議に諮って必要と認められる者に対して会議を公開することができる。</p> <p>3 区長は、委員の意見を聴いた上で、足立区情報公開条例に基づき、会議の議事録その他の記録を開示することができる。 (調査方法)</p> <p>第5条 調査委員会は、条例第3条に定める調査委員会の所掌事項(以下「所掌事項」という。)を審議するために必要な範囲で、次に掲げる方法により調査を行うものとする。</p> <p>(1) いじめ等が認められた学校(以下「当該学校」という。)、教育委員会等においてなされた調査に係る資料を再度検証すること。</p> <p>(2) 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び当該学校の職員(過去に教育委員会事務局及び当該学校に勤務していた者を含む。)並びに当該学校の児童生徒(当該学校の生徒であった者を含む。)及びその保護者その他関係者(以下「調査対象者」という。)に事実関係や意見等に関する陳述、説明等(当該学校その他の関係する現場における説明を含む。)を求めること。</p> <p>(3) 調査対象者に対して、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求め、又は当該学校その他の関係する現場において資料の確認若しくは説明を求めること。</p> <p>(4) 関係団体に照会して必要な事項の報告及び協力を求めること。</p>	<p>中立かつ公正に調査を行う。</p> <p>3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (会議の公開及び情報開示)</p> <p>第5条 調査委員会の会議(以下「会議」という。)は、原則として非公開とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、調査委員会は、足立区情報公開条例(平成12年足立区条例第91号)第8条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項以外の事項を審議する場合にあっては、委員長が会議に諮って必要と認められる者に対して会議を公開することができる。</p> <p>3 区長は、委員の意見を聴いた上で、足立区情報公開条例に基づき、会議の議事録その他の記録を開示することができる。 (調査方法)</p> <p>第6条 調査委員会は、条例第3条に定める調査委員会の所掌事項(以下「所掌事項」という。)を審議するために必要な範囲で、次に掲げる方法により調査を行うものとする。</p> <p>(1) いじめ等が認められた学校(以下「当該学校」という。)、教育委員会等においてなされた調査に係る資料を再度検証すること。</p> <p>(2) 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び当該学校の職員(過去に教育委員会事務局及び当該学校に勤務していた者及び附属機関の委員を含む。)並びに当該学校の児童生徒(当該学校の児童生徒であった者を含む。)及びその保護者その他関係者(以下「調査対象者」という。)に事実関係や意見等に関する陳述、説明等(当該学校その他の関係する現場における説明を含む。)を求めること。</p> <p>(3) 調査対象者に対して、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求め、又は当該学校その他の関係する現場において資料の確認若しくは説明を求めること。</p> <p>(4) 関係団体に照会して必要な事項の報告及び協力を求めること。</p>

改正前	改正後
<p>(5) 前各号に定めるもののほか、所掌事項を審議するために必要となる協力を調査対象者又は外部の専門機関に対して求めること。</p> <p>2 調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、調査対象者が未成年者であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情に配慮し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び当該学校の職員その他の区の職員は、第1項に定める調査に協力するものとする。</p> <p>(答申及び公表)</p>	<p>(5) 前各号に定めるもののほか、所掌事項を審議するために必要となる協力を調査対象者又は外部の専門機関に対して求めること。</p> <p>2 調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、調査対象者が未成年者であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情に配慮し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び当該学校の職員その他の区の職員は、第1項に定める調査に協力するものとする。</p> <p>(答申及び公表)</p>
<p>第6条 調査委員会は、所掌事務に係る調査及び審議を終えたときは、<u>答申書</u>（以下「本件答申書」という。）を作成し、区長に対して報告する。</p> <p>2 調査委員会は、所掌事項についての結論及びその結論を導く根拠となった資料並びにこれらの資料により結論を導くに至った判断過程を、<u>本件答申書</u>にできる限り詳細かつ明確に記載するものとする。</p> <p>3 区長は、第1項の答申を受けたときは、教育委員会にその旨通知するとともに、本件答申書の内容をいじめ等を受けた児童生徒の保護者に対して報告するものとする。ただし、本件答申書の内容に第三者のプライバシーに関わる部分がある場合は、必要な配慮をし、報告するものとする。</p> <p>4 区長は、本件答申書の内容を<u>速やかに公表する</u>。ただし、公表に際しては、プライバシー保護のため、関係法令の趣旨に照らし、必要な配慮をしなければならない。</p> <p>5 区長は、<u>本件答申書を公表したときは</u>、区長の権限の範囲内において、本件答申書の内容を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めるものとし、当該措置を実施する権限が教育委員会の権限に属する場合にあっては、教育委員会に対し、当該措置を講じるよう要請する。</p> <p>(事務局)</p>	<p>第7条 調査委員会は、所掌事務に係る調査及び審議を終えたときは、<u>答申書及び調査報告書</u>（以下「本件答申書」という。）を作成し、区長に対して報告する。</p> <p>2 調査報告書は、所掌事項についての結論及びその結論を導く根拠となった資料並びにこれらの資料により結論を導くに至った判断過程並びに<u>同種の事態の再発防止のために区が執るべき措置に関する提言</u>を、できる限り詳細かつ明確に記載し、<u>書面でまとめたもの</u>とする。</p> <p>3 区長は、第1項の答申を受けたときは、教育委員会にその旨通知するとともに、本件答申書の内容をいじめ等を受けた児童生徒の保護者に対して報告するものとする。ただし、本件答申書の内容に第三者のプライバシーに関わる部分がある場合は、必要な配慮をし、報告するものとする。</p> <p>4 区長は、本件答申書の内容を速やかに<u>議会</u>に公表する。ただし、公表に際しては、プライバシー保護のため、関係法令の趣旨に照らし、必要な配慮をしなければならない。</p> <p>5 <u>区長は、区長の権限の範囲内において</u>、本件答申書の内容を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めるものとし、当該措置を実施する権限が教育委員会の権限に属する場合にあっては、教育委員会に対し、当該措置を講じるよう要請する。</p> <p>(事務局)</p>
<p>第7条 調査委員会の事務局は、総務部に置く。</p>	<p>第8条 調査委員会の事務局は、総務部に置く。</p>

改正前	改正後
<p>(委任)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>(足立区いじめに関する調査委員会設置条例施行規則の廃止)</p> <p>2 足立区いじめに関する調査委員会設置条例施行規則（平成25年足立区規則第15号）は、廃止する。</p> <p>付 則（平成29年6月23日規則第61号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成30年7月2日規則第46号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>(委任)</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>(足立区いじめに関する調査委員会設置条例施行規則の廃止)</p> <p>2 足立区いじめに関する調査委員会設置条例施行規則（平成25年足立区規則第15号）は、廃止する。</p> <p>付 則（平成29年6月23日規則第61号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成30年7月2日規則第46号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（令和6年●月●日規則第●●号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>

総務委員会報告資料

令和6年4月15日

件名	【追加】足立区いじめ等特別調査委員会のこれまでの経過等について
所管部課名	総務部 特命・調査担当課
内容	<p>区内中学校に在籍した生徒が令和3年に自死した事案を受けて設置した「足立区いじめ等特別調査委員会（以下、「委員会」という。）」については令和5年3月23日の総務委員会で報告したところである。</p> <p>その後、委員による関係者聞き取り等に時間を要したため、当初予定していた「令和5年度中の調査終了、答申」が令和6年度も継続調査となり、令和6年夏（8月頃）に報告書完成を予定している。</p> <p>このため、本委員会のこれまでの経過や今後の予定等について報告する。</p> <p>1 これまでの経過等</p> <p>(1) 名称 足立区いじめ等特別調査委員会 委員構成：5名（弁護士2名、医師、教育法学学識経験者、精神保健福祉士、各1名）</p> <p>(2) 経過</p> <p>ア 委員会開始 令和5年8月1日 イ 委員会開催 計14回（令和5年3月末現在） ウ 聞き取り調査 保護者、区内中学の教員・元教員、元生徒 ※ 教員・元教員は1～2時間、元生徒は1時間 足立区教育委員会（事件等の扱いについて） 足立区（自殺対策の取り組みについて） エ 調査の状況 聞き取り等は現在、8～9割終了している。</p> <p>(3) 本委員会設置の経緯 別紙1のとおり</p> <p>2 今後の予定及び方針</p> <p>(1) 今後の調査予定と見通し 教員・元教員、塾の教師等への聞き取りは、令和6年5月頃までに終了予定。令和6年夏（8月頃）に報告書完成を予定している。</p> <p>(2) 今後の方針 本委員会による客観性や公平性をより一層重視した調査を継続する。調査終了後は、区長への答申として調査報告書を受けるとともに、調査結果等については議会へ報告する。</p>

本件の調査経緯 (概要)

調査①

教育委員会

教育委員会調査

調査期間
令和3年6月～令和4年1月

令和4年1月7日 報告

調査② (再調査)

区長

足立区いじめ等調査委員会

調査期間
令和4年1月～令和4年5月

令和4年5月31日 答申
(令和4年8月総務委員会 報告)

- ①いじめ等の事実とまでは認められない。
- ②いじめや不適切な行為が自死の原因とは認められない。
- ③今後自傷行為を行った生徒・保護者との関係の持ち方を含めて検討を要する。

調査③ (特別調査)

区長

足立区いじめ等特別調査委員会

調査期間
令和5年8月～

調査終了後 答申予定

総務委員会報告資料

令和6年4月15日

件名	公契約条例見直し案及びパブリックコメントの実施について
所管部課名	総務部 契約課
内容	<p>区長の附属機関である足立区公契約等審議会からの報告を受け、足立区公契約条例の見直し案を取りまとめたので、報告する。</p> <p>1 公契約条例見直し案策定の検討経過</p> <p>2つの審議会で、見直し案を検討した。</p> <p>(1) 足立区公契約等審議会</p> <p>ア 審議会開催日 令和5年6月22日、10月6日、11月1日、 令和6年2月28日</p> <p>イ 審議会委員 学識経験者4名 (弁護士、大学教授、公認会計士、元監査委員)</p> <p>(2) 足立区労働報酬審議会</p> <p>ア 審議会開催日 令和5年9月27日、12月13日</p> <p>イ 審議会委員 学識経験者2名(弁護士、社会保険労務士)、 事業者代表2名、労働者代表2名</p> <p>2 公契約等審議会による現状評価</p> <p>(1) 労働者に支払った賃金の報告書様式が詳細(労働者毎に記載)であり、事業者の作成事務が大きな負担となっている。</p> <p>(2) 労働者への公契約条例の周知が不十分であり、①最低賃金を超える賃金額が保障されている、②最低賃金を超える金額設定の理由等、条例の趣旨が浸透していない。</p> <p>(3) 公契約条例の適用範囲を広げるべきである。ただし、支払い賃金の確認レベルが損なわれないことが条件である。</p> <p>(4) 公契約条例制定以降、労働・雇用環境の変化に伴う検証、見直しが行われていない。</p> <p>3 公契約等審議会における主要意見</p> <p>事業者の事務負担、区の財政負担や業務体制を勘案し、実効性ある運用とともに、持続可能な制度とすべきである。</p> <p>(1) 足立区以降に条例制定した自治体においては、労働者毎の賃金支給状況でなく、労働法令の遵守状況を報告させる方式が主流となっている。</p> <p>(2) 事業者と区の二者で行っている賃金確認に加え、さらに労働者が行うことになれば、労働報酬下限額以上の支払いが一層担保される。</p>

(3) 業務委託契約の適用範囲は、今回は業務内容に基づく範囲拡大を行うべきである。見直しの影響を検証しつつ、更なる拡大を図るべきである。

4 見直し案の概要

(1) 労働報酬下限額以上の賃金支給の確保と事業者の負担軽減
ア 賃金報告書様式の簡略化

現 行	見直し案の概要
事業者は労働者毎に賃金支給状況を記載、報告書を区へ提出。下請事業者分についても元請事業者に提出義務があるため、負担が過大である。	公契約条例や労働関係法令を遵守していることを契約毎に報告させる。労働者毎の作成を求めないことで、事務作業を負担軽減する。

イ 労働者毎の労働時間等の記録、保存

現 行	見直し案の概要
事業者は労働基準法に基づく帳簿とは別に、労働者毎かつ公契約に従事した労働時間を抽出した区様式の報告書を作成している。	労働者の勤務状況等は、労働基準法に基づく帳簿で管理できている。このことから、労働者の申立てがあった場合において、確認に必要な写しや報告書の提出などを求める。

ウ 支払い賃金確認に係る労働者の関与（セルフチェックの導入）

現 行	見直し案の概要
事業者から提出された報告書を区が確認している。	区ホームページに賃金単価計算シートを掲載する。受け取り賃金が労働報酬下限額を超えていることを、労働者自ら確認できるようにする。

エ 事業者立入調査の活用

現 行	見直し案の概要
労働者申立てによる立入調査制度はあるが、労働者周知が十分でなく、活用できていない。	「周知カード」を作成し、全ての労働者に配付する。カードには申立て連絡先を掲載し、利用しやすいものとする。

オ 下請事業者の公契約条例遵守の強化

現 行	見直し案の概要
公契約条例適用契約であることについて、元請事業者から下請事業者への伝え方が統一されていない。	元請事業者が下請事業者と契約する際、契約書に公契約条例を遵守する旨の規定記載を義務化する。

(2) 労働者に対する公契約条例周知の強化

ア 労働者への公契約条例「周知カード」配付

現 行	見直し案の概要
労働者と事業者での雇用契約書取り交わし時や現場ポスター・チラシ等で周知しているが、労働者全てに伝わっているとは言いがたい。	公契約条例適用契約で働く全ての労働者に「周知カード」を配付する。

イ 周知方法・周知媒体の充実

現 行	見直し案の概要
ポスターやチラシ、手引き等、紙媒体中心の周知であるため、失くしやすく、リアルタイムで情報を得られない。	区ホームページの公契約条例情報ページを拡充する。「周知カード」には、二次元コードを掲載し、知りたい情報を容易に得られるようにする。

(3) 公契約条例適用範囲の拡大

	現 行	見直し案の概要
ア) 工事請負契約	予定価格 <u>1億8千万円</u> 以上の契約	予定価格 <u>1億円以上</u> の契約
イ) 業務委託契約	予定価格9千万円以上の契約のうち、以下の業務 ① 施設の設備・機器の運転、管理の業務 ② 電話交換、受付・案内の業務 ③ 区長が指定する業務	予定価格9千万円以上の契約のうち、以下の業務 ① 施設の設備・機器の運転、管理、 <u>保守点検</u> の業務 ② 電話交換、受付、案内の業務 ③ <u>施設の維持管理、運営</u> の業務 ④ <u>人的警備</u> の業務 ⑤ <u>給食調理の業務</u> (区施設内) ⑥ <u>学校用務</u> の業務 ⑦ <u>車両運行の業務</u> (区・隣接地域内) ⑧ 区長が指定する業務
ウ) 指定管理協定	保育園、生涯学習センター等、 <u>一部</u> の施設	<u>すべての施設</u>

(4) 公契約条例の検証、見直し

現 行	見直し案の概要
労働・雇用環境の変化に応じた検証、見直しが行われていない。	4年ごとを目途に検証、必要に応じて見直しを実施する。

5 パブリックコメントの実施

広く区民に公表し、意見を募集するため、以下のとおりパブリックコメントを実施する。

(1) 案件名

足立区公契約条例の改正（素案）

※ 内容等は別紙のとおり。

(2) 意見募集期間

令和6年4月25日（木）～5月24日（金）

(3) 実施予告

ア あだち広報（令和6年4月25日号）

イ 区ホームページ

ウ SNSなど

(4) 案件の公表

ア 区ホームページへの掲載

イ 契約課窓口での閲覧、配付

ウ 区民事務所、中央図書館、区政情報課、政策経営課での配付

6 今後のスケジュール（予定）

日 程	実施内容
令和6年4～5月	パブリックコメント実施
令和6年8月	パブリックコメント結果総務委員会報告、公表
令和6年9月	条例改正案の上程
令和6年10月～ 令和7年3月	関連規定の整備、予算計上・審議、 庁内・事業者説明
令和7年4月	見直し実施

足立区公契約条例の改正（素案）の概要

1 条例等の改正の背景

足立区公契約条例は、平成26年4月1日に施行され、10年が経過しました。これまで、良質な区民サービスの提供に寄与してきましたが、令和4年10月、条例が適用される現場の実態を把握するため、区と公契約を締結する受注者及び受注関係者⁵並びに労働者等を対象にアンケート調査を実施したところ、以下の課題が明らかとなりました。

- (1) 受注者が労働者等の賃金の支払状況を区に報告する書類（以下、「労務台帳」といいます。）について、労働者ごとに作成し、受注関係者が雇用する労働者の分もとりまとめて区に提出するため、その作成及び提出の負担が大きいこと
- (2) 労働者等への公契約条例の周知が不十分であるため、公契約条例の趣旨、内容が労働者等に浸透していないこと

これらの課題の改善を図るとともに、より多くの区の契約現場で働く方々に公契約制度を適用するため、足立区公契約条例を改正します。

2 改正事項

- (1) 公契約に定める事項の変更

【足立区公契約条例第7条関係】

- ア 受注者が作成、区に提出する労務台帳を廃止し、労働者等の労働条件が法令等に適合し、適正であることを区に報告することとします。
- イ 受注者及び受注関係者は、労働者等の労働報酬下限額、公契約に係る業務に従事した時間等を記録し、保存することとします。
- ウ 受注者及び受注関係者は、下請、再委託等をする契約に条例の規定を遵守する旨を定めることとします。

区では、今回の変更にあわせて、以下の内容を実施する予定です。

- ① 公契約条例の概要を記載した携帯用カードを区が作成し、受注者及び受注関係者を通じてすべての労働者等に配付します。カードには、賃金に関する申し出の連絡先や、区ホームページにリンクする二次元コードを掲載するなど、利便性を高めます。
- ② 労働者の方々が、ご自身の賃金が労働報酬下限額を満たしているか自ら確認できるチェックシートを区のホームページに掲載します。

⁵ 受注者などから公契約に係る業務の一部を請け負う者、又は受注者などに労働者を派遣する者

(2) 適用範囲の変更

【足立区公契約条例第6条、足立区公契約条例施行規則第3条関係】

【足立区公契約条例第17条、足立区公契約条例施行規則第4条関係】

ア 工事又は製造の請負の契約について、予定価格を1億8千万円以上から1億円以上とします。

イ 工事又は製造の請負以外の請負の契約について、以下の業務を追加します。

(ア) 庁舎その他施設における設備又は機器の保守又は点検の業務

(イ) 庁舎その他施設の維持管理又は運営の業務

(ウ) 庁舎その他施設における建物清掃の業務

(エ) 庁舎その他施設における警備（機械警備を除く）の業務

(オ) 庁舎その他施設における給食調理の業務

(カ) 区立学校における用務の業務

(キ) 区内及び区の隣接地域内における車両の運行の業務

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定について、区が締結するすべての協定とします。

3 定期的な検証・見直しの実施


区は、今回の改正後4年ごとを目途に、条例の施行状況について検証し、必要に応じて制度の見直しを実施していきます。

4 条例等の改正時期

令和7年4月1日の施行を予定しています。

総務委員会報告資料

令和6年4月15日

件名	旧鹿浜西小学校用地活用に係る土地引き渡し日等の変更について									
所管部課名	総務部 資産管理課、資産活用担当課、総合防災対策室 災害対策課 施設営繕部 西部地区建設課、地域のちから推進部 地域調整課 道路公園整備室 道路整備課、学校運営部 学校施設管理課									
内容	<p>旧鹿浜西小学校用地活用事業者に決定した(株)サンベルクスホールディングスより、土地引き渡し日等について以下のとおり再度変更の申し出があったため報告する。</p> <p>1 変更概要</p> <table border="1" data-bbox="371 732 1401 947"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地引き渡し日</td> <td>令和6年6月1日</td> <td><u>令和6年8月1日</u></td> </tr> <tr> <td>商業施設開設時期</td> <td>令和7年夏頃</td> <td><u>令和7年秋頃</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 変更理由</p> <p>(1) 土地引き渡し日 エスカレーターの内入れが令和6年2月の総務委員会報告時より、2か月程度遅延するため。</p> <p>(2) 商業施設開設時期 上記(1)に伴い着工が遅延するため。</p> <p>参考 周辺図</p>  <p>3 今後のスケジュールについて (予定)</p> <p>令和6年 8月 土地貸付開始、商業施設建設工事開始 令和7年 秋頃 商業施設開設</p>	項目	変更前	変更後	土地引き渡し日	令和6年6月1日	<u>令和6年8月1日</u>	商業施設開設時期	令和7年夏頃	<u>令和7年秋頃</u>
項目	変更前	変更後								
土地引き渡し日	令和6年6月1日	<u>令和6年8月1日</u>								
商業施設開設時期	令和7年夏頃	<u>令和7年秋頃</u>								

参考 これまでの経緯

- 令和元年 6月 北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合が決定
- 令和2年12月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より要望書提出
- 令和3年 3月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施
- 令和3年10月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より跡利用に対する要望・意見提出
- 令和3年11月 サウンディング型市場調査を実施し、事業者には活用意向を調査
- 令和3年12月 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の跡利用説明会開催
- 令和4年 2月 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の活用方針決定
- 令和4年 3月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施
- 令和4年 8月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施
- 令和5年 2月 (株)サンベルクスホールディングスを鹿浜西小学校用地活用事業者に決定
- 令和5年 6月 旧鹿浜西小学校用地の活用事業者説明会開催
- 令和5年12月 商業施設の整備・運営に関する基本協定書締結
鹿浜地域より旧鹿浜西小学校用地に係る敷地北側道路の一方通行解除を求める要望書提出
- 令和6年 2月 活用事業者と計画一部変更の協議書締結

総務委員会報告資料

令和6年4月15日

件名	足立区公共施設等総合管理計画改訂の取組み状況について												
所管部課名	公共施設マネジメント担当部 公共施設マネジメント担当課												
内容	<p>足立区公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）改訂の取組み状況について、報告する。</p> <p>1 一次改訂^{*1}計画の策定について（別添資料参照）</p> <p>※1 総務省通知に従い、令和5年度末までに行う改訂。</p> <p>(1) 計画の名称 足立区公共施設等総合管理計画【一次改訂（令和5年度改訂）別冊】</p> <p>(2) 改訂の背景 総務省は、令和4年4月に総務省指針^{*2}を改訂し、令和5年度末までに新たに記載すべき事項を盛り込んだ計画へと見直すよう求めた。 これを受け、総務省指針に示された新たに記載すべき事項を盛り込んだ別冊を作成し、令和6年3月に総合管理計画を改訂した。</p> <p>※2 総務省が平成26年4月に策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」。</p> <p>(3) 新たに記載すべき事項</p> <table border="1" data-bbox="472 1122 1517 1458"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脱炭素化の推進方針</td> <td>新たに記載</td> </tr> <tr> <td>ユニバーサルデザイン化の推進方針</td> <td>新たに記載</td> </tr> <tr> <td>施設保有量の推移</td> <td>新たに記載</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産減価償却率の推移</td> <td>これまでの実績を記載</td> </tr> <tr> <td>過去に行った公共施設マネジメントの取組み</td> <td>これまでの実績を記載</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 二次改訂^{*3}の方向性（案）について</p> <p>※3 総合管理計画の第一期（平成29年度から令和6年度まで）が終了する令和6年度までに行う改訂。</p> <p>(1) 総合管理計画の役割 今後の人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現する。</p> <p>(2) 改訂の背景 総合管理計画の策定から7年が経過し、建物等の老朽化の進行や物価高騰等による建設コストの上昇など、公共施設を取り巻く状況が大きく変化しており、現計画では対応が困難な状況となっている。</p> <p>(3) 改訂の目的 ア 公共施設等の全体の状況を把握したうえで、施設の安全を確保しつつコスト削減に向けた実行可能な計画となるよう内容の見直しを行う。</p>	項目	記載内容	脱炭素化の推進方針	新たに記載	ユニバーサルデザイン化の推進方針	新たに記載	施設保有量の推移	新たに記載	有形固定資産減価償却率の推移	これまでの実績を記載	過去に行った公共施設マネジメントの取組み	これまでの実績を記載
項目	記載内容												
脱炭素化の推進方針	新たに記載												
ユニバーサルデザイン化の推進方針	新たに記載												
施設保有量の推移	新たに記載												
有形固定資産減価償却率の推移	これまでの実績を記載												
過去に行った公共施設マネジメントの取組み	これまでの実績を記載												

イ 総合管理計画の進捗状況を確認できる指標を導入し、PDCAサイクルによる進行管理のできる仕組みとなるよう内容の見直しを行う。

(4) 計画期間等

項目	現計画	改訂案
計画期間	40年間 (1期8年・5期)	12年間 ^{※4}
中長期的な見通し	40年間	40年間
改訂周期	8年ごと	8年ごと
評価・分析	具体的な記載なし	4年ごとに評価の基準となる指標の数値を用いて実施(利用状況等の実績は毎年度把握)
計画期間中の見直し	計画期間内であっても地域特性や人口構造、区民ニーズに大きな変化があった場合は、適宜、見直しを行う。	現計画と同様に、必要に応じて適宜見直しを行う。
策定(改訂)時期	平成29年4月	令和7年3月(予定)

※4 建物やインフラの寿命は長期間ではあるものの、社会経済情勢の変化や法令改正、工事費の高騰などを踏まえると、40年間の長期計画とした場合に取組みの具体性が欠けてしまうことから、より実行可能な計画とするため12年間に変更する。

(5) 二次改訂の具体的な取組み内容(案)

現計画の基本的な考え方を継承しながら、取組みのテーマごとに課題を抽出したうえで、具体的な取組み内容(別紙参照)を示す。

3 公共施設に関する区民意識調査の実施について

区民の公共施設の利用状況や公共施設に対する考え方を把握するため、区民意識調査を実施する。

(1) 目的

公共施設を利用している方には利用頻度や満足度を、利用していない方には利用しない理由等を伺い、集計・分析結果を総合管理計画の二次改訂に向けた検討材料とする。

(2) 調査対象

足立区にお住まいの18歳以上の区民3,000人

(3) 調査対象の抽出方法

区内を15地域に分け、地域別の人口構成比、年齢や性別などの割合を考慮した無作為抽出

(4) 調査期間

令和6年5月上旬から下旬

(5) 回答方法

郵送またはインターネット

(6) 周知方法
あだち広報、区ホームページ

4 今後のスケジュール（令和6年度・予定）

年 月	内 容
令和6年 6月	総務委員会において、二次改訂方針案を報告
8月	総務委員会において、区民意識調査結果（速報）を報告
9月	総務委員会において、区民説明会の実施（予告）を報告
10月	Aーフェスタで、区民への意識啓発・アンケートを実施
11月	総務委員会において、二次改訂素案・パブリックコメントの実施・区民説明会の実施を報告
12月	総務委員会において、Aーフェスタへの出展・アンケート結果を報告
令和7年 1月	総務委員会において、区民説明会の実施結果を報告
2月	総務委員会において、パブリックコメント実施結果及び意見に対する区の考え方・二次改訂案を報告
3月	パブリックコメント実施結果及び意見に対する区の考え方を公表
	総合管理計画二次改訂

～ 「安全・安心」な公共施設を目指した実現可能な計画づくり ～

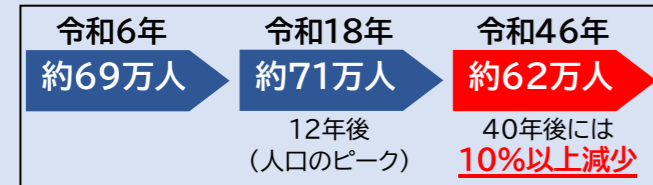
取組みテーマ①

人口減少・少子高齢社会を見据えた「施設総量の抑制」と「施設の特性や地域ニーズに配慮した施設集約」

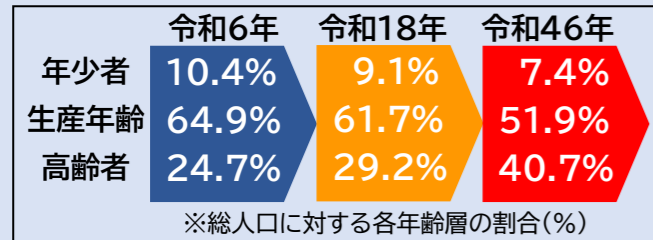
課題

公共施設の維持管理に使える**財源の減少**

・区の**総人口が減少**する見通し



・**少子高齢化が進行**する見通し

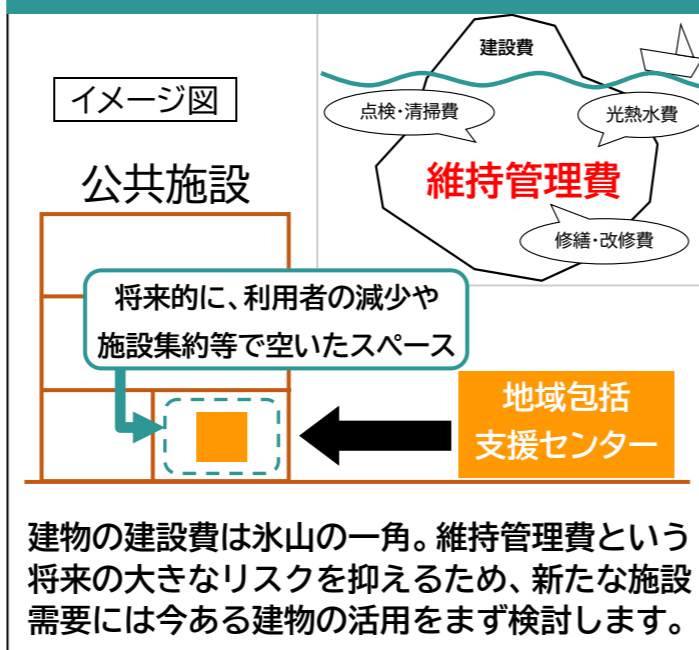


税収の減少や社会保障費の増加により

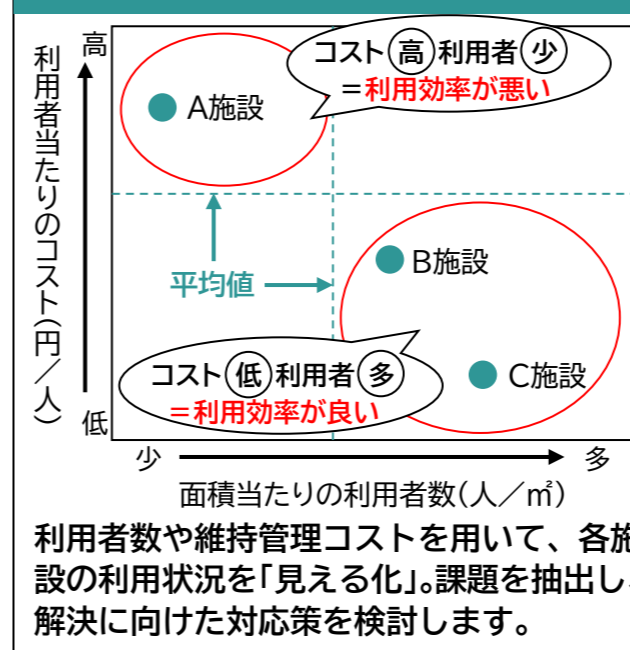
施設維持管理の財源 減

具体的な取組み

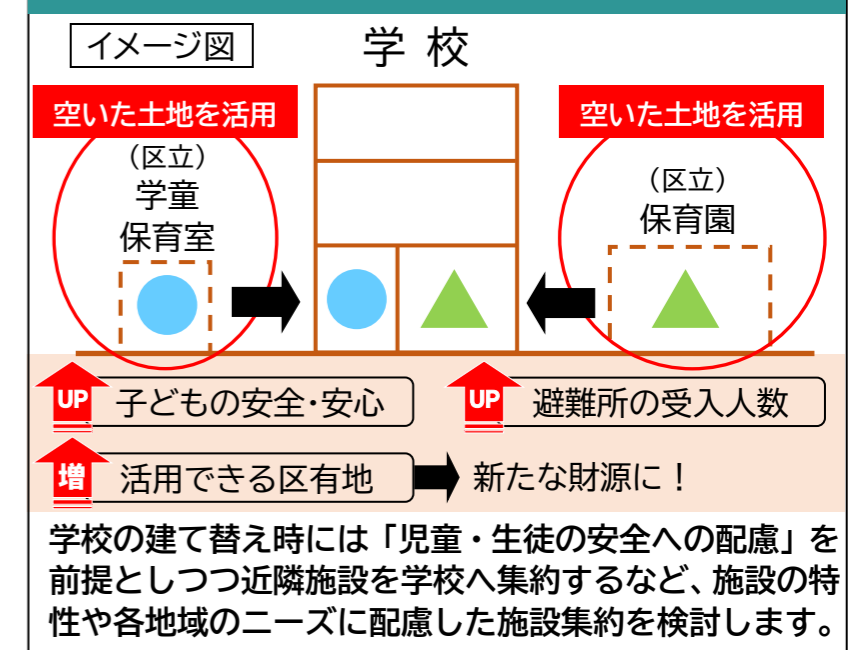
①今ある建物の活用で施設需要に対応



②施設の利用状況を「見える化」



③施設特性や地域ニーズに配慮した施設集約



取組みテーマ②

「仮設建物を作らない仕組みづくり」と「持続可能な更新周期の確立」

課題

①**公共施設の老朽化**への対応

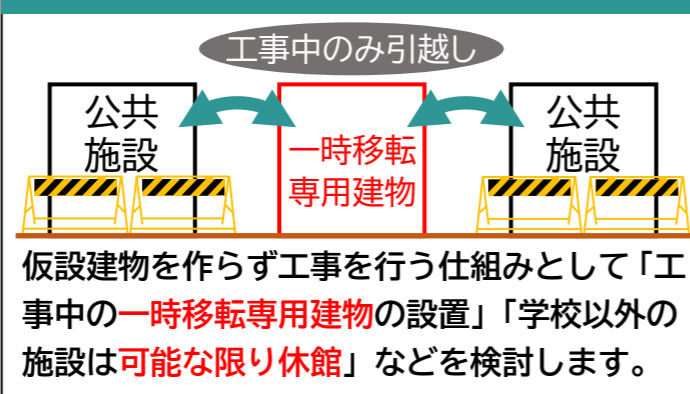
・施設の建て替え件数は今後増加
・学校1校の建て替えに約80億円(工事中の**仮設校舎**費用を含む)

- ・1校10億円以上(3年間利用)
- ・校庭が使えなくなる
- ・工事期間の長期化

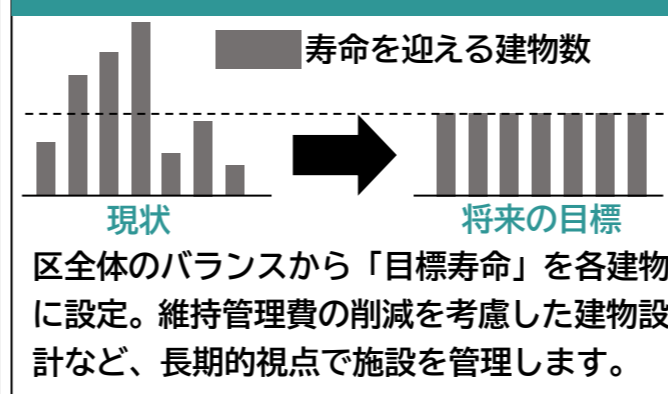
②公共施設の**建て替え時期の集中**

具体的な取組み

①「一時移転専用建物」の設置を検討



②将来を見据えた「目標寿命」の設定



取組みテーマ③

土地や建物を利用する調整機能の強化

課題

「公共施設の集約化」や「新たな財源の確保」を実現するための**仕組みや全体調整機能の不足**

具体的な取組み

